

宿都 第 208 号
令和 2 年 12 月 10 日

関係各位

宿毛市長 中平富宏



回 答 書 (第 4 回)

令和 2 年度 庁建第 3 号 宿毛市庁舎新築工事に関する質問書について、別紙
のとおり回答します。

【担当】

宿毛市役所 都市建設課

TEL : 0880-63-1120 FAX : 0880-63-2210

E-mail : kensetu@city.sukumo.lg.jp

質 疑 回 答 (第 4 回)

工事名：令和2年度 庁建第3号 宿毛市庁舎新築工事

令和 2年12月 10日

番号	図面番号	質 疑 事 項	回 答
12		工事計画敷地において、隣接する宿毛警察署建設予定地は 施工中、使用させて頂けると考えて宜しいでしょうか。可 能な場合は借地料等を併せて御指示下さい。	入札時は市有地であるため、宿毛市財産条例に則り有償で 占有することができます。令和3年度中に高知県に売却予 定のため、売却後は高知県との協議が必要となります。
13		物価上昇への懸念に関して、本年の新型コロナウイルス等、見積 提出以降の予測不能な社会情勢動向による資材高騰により 単価に著しく乖離が認められた場合においては、物価スライ ド条項を適用して頂けると考えて宜しいでしょうか。御指 示下さい。	契約書(案)第26条に記載のとおりです。
14		本年の新型コロナウイルス等、見積提出以降の予測不能な社会情 勢動向により、納期遅延等による工期逼迫等の事態が発生 した場合には、別途御協議頂けると考えて宜しいでしょ うか。御指示下さい。	契約書(案)第22条に記載のとおりです。
15		工期は契約成立日から令和4年3月22日までと記載ありますが、 契約成立日はいつ頃を想定されていますでしょうか。 鉄骨等の制作物は事前発注が必要なため、発注時期によっ ては工程に影響を与える可能性があります。	令和3年1月下旬頃を予定しています。

質 疑 回 答 (第 4 回)

工事名：令和2年度 庁建第3号 宿毛市庁舎新築工事

令和 2年12月 10日

番号	図面番号	質 疑 事 項	回 答
16		式典に関して、設計図書に記載ありませんが、工事費から除くものとして宜しいですか。工事費に含む場合は、式典の種類と参加人数をご指示ください。	質疑回答(第3回)No.7で回答したとおりです。 市から指定する式典はありません。
17		電気の仮設引込柱に関しては、供給予定位置から敷地までの距離が長いため敷地外に数本建柱する必要がありますが土地代等は無償貸与していただけるものとして宜しいですか。また、電線経路や建柱位置等に指定があればご指示ください。	別紙1のとおりです。
18		本工事の施工対象敷地外で資材置場等として借用できる場所がありますでしょうか。	別紙1のとおりです。
19	公告P7	前払金について、一般競争入札公告22(2)にて「契約金額の4/10を超えない範囲内」とのことですが、着手時に当該金額を一括で受領いただけるのでしょうか。もしくは、各年度ごとの分割(年度前払金)となるのでしょうか。分割となる場合、各年度の出来高予定額及び支払限度額はどのように予定されているのかご教示願います。	着手時に当該金額を一括で支払うことができます。

質 疑 回 答 （ 第 4 回 ）

工事名：令和2年度 庁建第3号 宿毛市庁舎新築工事

令和 2年12月 10日

番号	図面番号	質 疑 事 項	回 答
20	第2号様式	共同企業体協定書第22条にある「かし担保責任」を建設工事請負契約書第45条に規定されている「契約不適合責任」に読み換えるということ为宜しいでしょうか。	第2号様式を修正しています。
21	公告P6	16 最低制限価格 有 について、最低制限価格の算出方は、宿毛市ホームページ、令和元年7月1日掲載の「建設工事・業務委託等競争入札に係る最低制限価格設定基準の一部改正のお知らせについて」によるものと考えてよろしいですか。ご指示ください。	お見込みのとおりです。

別紙1



- ・ R3年度中売却予定地については、売却までの期間は市有地の為有償にて占用可能です。売却後については、各売却先機関との協議が必要となります。
- ・ 市有地の占用料は宿毛市財産条例に規定されているとおりとなります。
- ・ 土木事務所建設予定地への仮設柱の建柱については協議済みですが、占用料については未定です。